○健全化判断比率等に基づく令和4年度末貸付残高の分類

令和4年度の機構貸付残高23兆3,002億円のうち、23兆2,931億円、99.97%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	令和３年度末貸付残高	割合	団体数	令和４年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	7,222	0.03%	1	7,444	0.03%	0	222	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,163	23,532,696	99.97%	2,158	23,285,671	99.97%	-5	-247,024	0.00%
合計	2,164	23,539,918	100.00%	2,159	23,293,116	100.00%	-5	-246,802	

（注）1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補塡債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社（8）7,084百万円を加えると、令和4年度末貸付残高は23,300,200百万円となる。
3.「令和4年度末貸付残高」は、総務省が令和4年度に発表した「令和3年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）」により分類。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5.「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
6.「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
7.「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	事業主体数	令和３年度末貸付残高	割合	事業主体数	令和４年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	76,543	0.62%	2	71,459	0.60%	1	-5,084	-0.03%
健全企業	4,485	12,173,198	99.38%	4,482	11,868,872	99.40%	-3	-304,325	0.03%
合計	4,486	12,249,742	100.00%	4,484	11,940,331	100.00%	-2	-309,410	

（注）1.「令和4年度末貸付残高」は、総務省が令和4年度に発表した「令和3年度決算に基づく資金不足比率（確報値）」により分類。
2.「令和3年度末貸付残高」及び「令和4年度末貸付残高」は、1の内数である。
3. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5.「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
6.「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。